

日高川町農業用パイプハウス施設等整備支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、他産業並の所得の確保と就業時間を目標とする農業経営改善計画に基づき、効率的かつ安定的で、元気な農業経営を目指した施設の整備（以下「事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日高川町補助金等交付規則（平成17年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、日高川町内に住所を有する認定農業者及び農業経営改善計画に基づいた経営計画を策定する農業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、農業経営改善計画等に基づき、次の各号に掲げるとおりとする。但し、国及び県の補助対象と成り得る施設等の整備は除く。

- (1) 農業用パイプハウス施設等の整備
 - ・パイプハウス施設の設置に係る経費。
 - ・フルオーブン施設の設置に係る経費。
 - ・長期耐用性（耐用年数15年以上）の被覆資材張替にかかる経費。
 - ・重油流出防止施設の設置に係る経費。
 - ・対象事業の面積は、2a以上とする。
 - ・消費税は補助対象とする。
- (2) 町長が特に必要と認める施設等の整備。

(補助対象事業費の限度額)

第4条 補助対象事業費の限度額は、次のとおりとする。

施設の種類	限度額(千円)	備考
農業用パイプハウス施設	5,000	
長期耐用性被覆資材張替	4,000	10a当たり
フルオーブン施設	450	10a当たり
重油流出防止施設	300	1カ所当たり

(補助率)

第5条 補助対象事業における補助率は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の予算の範囲内において、補助対象事業費の1/3以内。ただし、長期耐用性被覆資材張替については、補助対象事業費の1/5以内。

(補助金の交付)

第6条 この事業による補助金の交付は、規則に基づき行うものとする。

(交付条件)

第7条 この事業で補助を受けた農業用パイプハウス施設（フルオーブン施設、重油流出防止施設含む）については、補助を受けた翌年度から起算して8年間、長期耐用性被覆資材については15年間、適正な管理をしなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月25日より施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

日高川町農業用パイプハウス施設等整備支援事業実施基準

制定 平成 26 年 4 月 25 日

農業用パイプハウス施設等整備支援事業補助金交付要綱(平成 26 年 4 月 25 日施行。以下「要綱」という。) 第 3 条の規定について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 補助事業における採択基準

- (1) 補助対象者の「農業経営改善計画に基づいた経営計画を策定する農業者」とは、当該年度内に認定農業者となる予定の者をいう。
- (2) パイプハウス施設の設置に係る経費については、資材費、附帯設備費、電気工事費、重油流出防止対策施設費、施工費を補助対象とする。尚、附帯設備費(二重カーテン、換気資材、暖房資材等)、電気工事費については、ハウス施設と同時施工の場合のみ対象とする。
- (3) 長期耐用性被覆資材張替に係る経費については、被覆資材費、被覆資材取付に要する資材費を補助対象とし、施工費は補助対象外とする。
- (4) フルオープン施設の設置に係る経費については、資材費、施工費を補助対象とする。尚、既存ハウスであっても補助対象とする。
- (5) 重油流出防止施設の設置に係る経費については、資材費、施工費を補助対象とする。尚、既存ハウスであっても補助対象とする。また、広域消防への届け出に係る費用については対象外とする。

2 補助金の額

- (1) 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

附 則

この実施基準は、平成 26 年 4 月 25 日より施行し、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則

この実施基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。